

て適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第四項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第七十八条の二第二項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同項に規定する合併をする場合において当該合併により取得する不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第五項に規定する合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 施行日前に、漁業を営む者が建造し、又は取得した旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船に係る所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 施行日前に、旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する海上運送事業者が建造し、又は取得した同項に規定する国際船舶に係る所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係

る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第七十九条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条に規定する勧告若しくは指示又は認定に係る同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第七十九条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

13 新租税特別措置法第八十条の二の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第八十一条第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定の適用については、これらの規定中「株式会社」とあるのは、「株式会社又は有限会社」とする。

15 施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免許税については、同項及び同条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「新設分割」とあるのは「新設分割」と、「取得し」とあるのは「取得した場合には」と、「登記又は」とあるのは「受ける登記又は」と、「受ける場合には、当該登記等に係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「新設分割」とあるのは「新設分割」とする。

16 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十一条第一項の規定の適用がある場合における旧租税特別措置法第七十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

17 施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合において、施行日前に旧租税特別措置法第八十条に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定があつたときは、当該権利に係る登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

18 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同条第四項の認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

19 新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得す

る同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

21 新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産

の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第百五十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

2 平成十八年五月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税の特例に関する一般的経過措置）

第百五十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十三条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第百五十四条 平成十八年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第三項又は第六項の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第百五十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十八年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第三項の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法 第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第 四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安 全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実 施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条 (日本国における国際連合の軍隊の地位に関する 協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安 全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実 施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条 (日本国における国際連合の軍隊の地位に関する 協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する

法律第四条において準用する場合を含む。）

法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第百五十六条 平成十八年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百二十六円

二 たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ 千本につき二百二円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあつては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二

十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十八年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第九条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第

二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しく

は納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業

者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8 たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第百五十七条 第十三条の規定の施行前にした行為及び附則第百五十三条の規定によりなお従前の例による

こととされるたばこ税に係る第十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第百五十八条 別段の定めがあるものを除くほか、第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下附則第百六十一条までにおいて「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第二条第一号に規定する居住者又は同条第二号に規定する非居住者に係る平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第百五十九条 平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について旧所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法第四編第二章第一節の規定及び旧所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三までを適用する場合における当該給与等については、なお従前の例による。

（居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十条 平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等について旧所得税等負担軽減措置法第十四条の規定を適用する場合における当該特定公的年金等については、なお従前の例による。

（法人税率の特例に関する経過措置）

第六十一条 旧所得税等負担軽減措置法第十六条の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の平成十九年一月一日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。）については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百六十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「次条第一項ただし書」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「申告、更正又は決定」とあるのは「決定又は更正」と、を削り、「修正申告書の提出又は更正」とあるのは「更正」を「同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第五項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「同項ただし書の」を「同項ただし書又は同条第五項の」に、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百六十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。

第十六条の二を削る。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十四条 前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条から第十四条まで又は第十六条の規定の適用を受ける個人の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六十五条 法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「適格合併、平成十三年新法」を「適格合併、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項及び第五項において「平成十八年新法」という。）」に、「被合併法人、平成十三年新法」を「被合併法人、平成十八年新法」に、「（平成十三年新法）を」（平成十八年新法）に、「分割承継法人、平成十三年新法」を「分割承継法人、平成十八年新法」に、「同条第十二号の七」を「同条第十二号の六の二」に改め、同条第五項中「平成十三年新法」を「平成十八年新法」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百六十六条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改め、同項第二号中「千分の百四」を「千分の九十四」に、「千分の八百九十六」を「千分の九百六」に改め、同項第三号中「千分の七十七」を「千分の六十七」に、「千分の九百二十三」を「千分の九百三十三」に改める。

第十四条第一項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十四」に改め、同条第二項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の百四」を「千分の九十四」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に、「千分の八百九十六」を「千分の九百六」に改め、同条第三項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七十七」を「千分の六十七」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に、「千分の九百二十三」を「千分の九百三十三」に改め

る。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の二百八」を「千分の百八十八」に、「千分の七百九十二」を「千分の八百十二」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六十七条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二百二十四条第二項及び第三項中「施行日以後に」の下に「同項の規定により」を加える。

第百六十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち登録免許税法別表第一第四十号（一）、（二）及び（三）の改正規定中「同表第四十号（一）及び（二）中「港湾の数」を「許可件数」に、「一港湾」を「二件」に改め、同号（三）中「及び港湾の数」及び「一港湾」を削り」を削る。

附則第一条第十四号を次のように改める。

十四 削除

附則第十四条第九項中「別表第一第四十号の五^(五)」を「別表第一第百三十一号^(八)」に、「同号^(五)」を「同号^(八)」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第百六十九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十七条第一項の表の第十四号」を「第三十七条第一項の表の第十二号」に、「第六十五条の七第一項の表の第十五号」を「第六十五条の七第一項の表の第十三号」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）に、「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）に、「第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項）を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第百七十条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。